

ようこそ

毎月10回30日発行 2024年2月5日発行 第10巻第2号 北インド版



すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで!

パンフレットはこちら



+91-95991-98955

お問い合わせください

enquiry@expatria.in



YOKOSO
02 2024 FEB VOL. 109
無料

今月の特集

カリンボンのご案内



メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン



大切なあなたのために





マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



ラジニッシュ・クマール
(Rajnish Kumar)

✉ rajnish.kumar@krayman.com



松田博司
日本公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com

労働法・環境法における取締役の義務と責任

以下の表は、様々な労働法の主な条項の概要を示したものであり、責任ある事業慣行の一環として、取締役が必要不可欠な法律を遵守するための簡単な参考資料を提供することを目的としています。

S.No	法律	法律の適用	取締役の義務	処罰と罰則
労働法				
1.	工場法 1948年	10人以上を雇用するすべての工場	工場法 1948年の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 処罰：最低-2ヶ月または最高-3年または 罰金：最低5000ルピー、最高200000ルピー
2.	児童青年労働（禁止及び規制）法1986年	<ul style="list-style-type: none"> 14歳未満の児童は雇用はできない 青少年（14歳以上18歳未満）は、危険な職業（工場）に就くことはできない 青少年（14歳以上18歳未満）は、危険な職業（工場）で午後7時から午前8時まで働くことを許可されたり、義務付けられたりしてはならない 青少年（14歳以上18歳未満）は時間外労働を要求されず、また許可されない 	児童・青少年労働（禁止・規制）法1986年の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 処罰：最低-6ヶ月または最高-2年または 罰金：最低25000ルピーまたは最高50000ルピー
3.	賃金支払法 1936年	全ての工場と企業	労働者や従業員への給与・賃金のタイムリーな支払い	<ul style="list-style-type: none"> 賃金支払法1936年の処罰と罰則は州ごとに異なるので、州ごとに確認
4.	最低賃金法 1948年	全ての工場と企業	州政府が通達する最低賃金を下回らない	<ul style="list-style-type: none"> 処罰：最高6ヶ月または 罰金：最高5000ルピー
5.	厚生年金基金法 1952年	20人以上を雇用するすべての工場または企業	本法に基づく登録をし、また積立保険料を期限内に預託する	<ul style="list-style-type: none"> 処罰：最高3年 拠出金の納付が遅れた場合、従業員積立基金 (EPFO) は会社に対して年利5%~25%の利息を課すことができる



6.	従業員国家保険法 (ESI法) 1948年	10人以上を雇用するすべての工場または企業	本法に基づく登録をし、従業員国家保険 (ESI) 拠出金を従業員保険公社 (ESIC) に期限内に預託する	<ul style="list-style-type: none"> 罰則: 最低6ヶ月、最高3年 罰金: 最低 5000ルピー 限度額内に支払わなかった場合-年利@12%
7.	出産給付法 1961年	女性従業員の出産による手当金の受給資格 (最長26 週間)	休暇は出産期間のみに与えられ、給与からの控除はなく、この期間中の解雇もない	<ul style="list-style-type: none"> 罰則: 1 年以下の禁固刑、または 罰金: 5000ルピー以下の罰金、またはその両方
8.	ボーナス支給法1948年	20人以上の労働者を雇用するすべての工場およびその他の事業所	本法の遵守し、各会計年度末から8カ月以内にボーナス額を確実に支払う	<ul style="list-style-type: none"> 罰則: 6カ月以下の禁固刑、または 罰金: 1000ルピー以下の罰金、またはその両方
9.	退職金支払法 1972年	工場、会社、および10人以上の労働者を雇用する店舗、その他の事業所	この法律の遵守をし、従業員が組織で5年以上勤務した場合、解雇または退職時に報奨金を支払う	<ul style="list-style-type: none"> 処罰 最低3ヶ月または最高1年 罰則 最低- INR 10000ルピー、最高-25000ルピー、またはその両方

労働法

1.	水質汚濁防止法1974年	液体廃棄物を水域 (河川、海、池など) に排出するすべての工場/事業所	液体産業廃棄物を処理せずに排出しない。工場設立前または工場操業前に必要な同意 (許可) を取得し、これを随時更新する	<ul style="list-style-type: none"> 処罰 最低3ヶ月または最高6年 罰金 最低 - 10000ルピー、または違反が続く場合は1日につき5000ルピー
2.	大気汚染防止法1981年	大気中にガスを排出するすべての工場や事業所	大気汚染を排出させない。工場設立や工場操業の前に必要な同意 (許可) を取得し、随時更新する	<ul style="list-style-type: none"> 処罰 最低3ヶ月または最高6年 罰金 最低 - 10000ルピー、または違反が続く場合は1日につき5000ルピー
3.	環境 (保護) 法1986年	大気、水質、土壌、騒音など、あらゆる種類の汚染を発生させるあらゆる工場や事業所	大気、水質、土壌、騒音など、あらゆる種類の汚染を発生させるあらゆる工場や事業所	<ul style="list-style-type: none"> 大気、水質、土壌、騒音など、あらゆる種類の汚染を発生させるあらゆる工場や事業所

クレイマンに関しまして

KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士 (CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。

